

「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定改定のお知らせ

秋田信用金庫(理事長 菅原 浩)は、長期間ご利用のない預金口座が特殊詐欺などの犯罪に不正利用されることによる被害を未然に防止するため、2022年4月1日(金)より「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただくことといたしました。これに合わせて預金規定を改定いたします。

本手数料は、口座の不正利用防止の観点から当該口座のご利用の再開をお願いするとともに、今後ご利用の予定がない口座について未利用の状態となった口座の管理に必要な最低限のコストをご負担いただくものです。

なお、普段からの入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の概要

実施日	2022年4月1日(金)
対象預金の種類	普通預金口座(無利息型普通預金を含みます。)および貯蓄預金口座 ※総合口座、通帳レス口座も対象となります。
未利用口座となる口座	2022年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し(当該口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座 ※2022年4月1日(金)より前に開設された口座も対象となります。 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	・口座の残高が10,000円以上の場合 ・同一お取引店舗で借入がある場合(カードローン契約を含みます。) ・同一お取引店舗で預かり金融資産(定期性預金、国債等)がある場合
未利用期間の算定開始となる基準日	・2022年4月1日以降に開設された口座⇒「最終ご利用日」 ・2022年4月1日より前に開設された口座⇒「2022年4月1日」または「最終ご利用日」のいずれか遅い方
手数料金額	年間1,320円(消費税込)
未利用口座のご案内方法	・お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間(約3ヶ月)経過後もご利用またはご解約等のお手続きがない場合に、本手数料金額を対象口座から引き落としいたします。
未利用口座自動解約の取扱い	・対象口座の残高が本手数料金額に満たない場合は、口座残高全額を引き落とししたうえで、同口座を自動的に解約させていただきます。

2. 流動性預金共通規定の改定について

未利用口座管理および未利用口座管理手数料の新設に伴い、以下の条文を追加し規定を改定いたします。

流動性預金共通規定 追加内容（抜粋）

12.（未利用口座および未利用口座管理手数料）

- (1) 当金庫が別途定める一定期間、利息決算以外の預入、または本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とします。
- (2) 未利用口座となった場合、文書にてお届けの住所に「ご案内」を通知します。通知後、一定期間経過後も所定の取引（預入または払戻し）が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。この場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落としできるものとします。
なお、「ご案内」が延着または未到着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、預金者に通知することなく当該未利用口座を自動解約し、元利金を未利用口座管理手数料に充当することができるものとします。このとき預金者は、当該元利金を超える支払義務を負わないものとします。
- (4) 前項による未利用口座の解約にともなって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (5) 引落としとなった未利用口座管理手数料の返却はいたしません。また、解約された口座の再利用はできません。

※ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上